

令和6年10月8日 第45号
編集 厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室



スキマ時間のおともに！ ヒントが見つかる 生活困窮者自立支援制度ニュースレター

人材育成・自治体支援特集号

45
号

【この号の内容】

1. 新室長・室員のご紹介

- ◆新室長ご挨拶
- ◆室員紹介

2. 人材育成・自治体支援特集

- ◆都道府県研修
 - ・京都府研修企画チームにインタビュー！
 - ・佐賀県担当者にインタビュー！
- ◆都道府県による市町村支援・支援者支援
 - ・鳥取県にインタビュー！
 - ・山口県担当者にインタビュー！

3. ご報告

- ◆令和7年度概算要求を行いました

4. お知らせ

- ◆全国研究交流大会in愛知を開催します！
- ◆ひきこもりVOICE STATION全国キャラバン開催！
- ◆制度改正に関する自治体向け説明会を実施しました！
- ◆「住まい支援」について「厚生労働」（8月号）で特集されました！
- ◆支援ツール活用セミナーを開催します！

◎編集後記・次回予告

1. 新室長・室員のご紹介

◆自己紹介

- 出身地：熊本県熊本市（高校まで熊本で過ごしました）
- 趣味：飛行機が好きです（乗る・見る（撮ってはいません））
- 個人的失敗事例：いろいろとありますので、お会いした時にお話したいと思います。
- 出向経験：京都府庁（健康福祉部障害者支援課長）
「京都式農福連携」と銘打って、障害のある方が地域の担い手となって地域を支えるという取組に力を入れていました。



厚生労働省
社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室長
みなみ たかのり
南 孝徳

◆ご挨拶

皆様、はじめまして。10月に着任した南と申します。前任の玉田室長と入れ替わりで、大臣秘書官から異動してきました。これまで障害者施策に携わった経験が長く、福祉は自分のライフワークだと思っています。（秘書官の前にも成年後見制度利用促進室長を2ヶ月ほどやっており、この課は1年ぶりです。）生活困窮者自立支援制度の創設から10年という節目の年、また改正法の施行に向けた大事な時期に、この仕事をできることを嬉しく思っています。

今般の改正では、住宅セーフティネット法の改正と併せて取り組む住まいの支援の強化をはじめ、生活困窮者自立支援施策の充実が盛り込まれています。皆様とともに、施行に向けて努力していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

各地の勉強会や11月の全国研究交流大会で、皆様とお会いできることを楽しみにしています。

◆室員紹介

今年7月・8月付けで生活困窮者自立支援室に着任した室員を皆さんにご紹介します！



おおのうら
大浦 流星

- 出身地：長崎県生まれ、栃木県育ち
- 主な担当業務：制度総括、法令業務
- 最近のマイブーム：Netflix（「地面師たち」観ました！「ストレンジャーシングス」やっと見始めました！）
- 個人的失敗事例：枚挙にいとまがありません。。
- ひとこと：現場の皆様からの多くの学びが仕事の糧になります、ぜひたくさんのご意見・ご示唆をいただければ幸いです！

- 出身地：宮城県仙台市
- 主な担当業務：制度総括、法令業務
- 最近のマイブーム：ちょっといいお菓子を買うこと
- 個人的失敗事例：そのお菓子を夜ご飯にしがちなこと（よくない）
- ひとこと：ひとつひとつの現場でのみなさまの思い・気づきをよりよい制度のためのヒントにすべきと考えています。ご指導のほどよろしくお願いたします！



みぞえ れな
溝江 玲奈

2.人材育成・自治体支援特集

生活困窮者自立支援制度は人が人を支える制度であり、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題に対応するには、支援技術や知識の習得が重要です。研修実施や市域を越えたネットワークを構築することは、日頃の困りごとなどの情報共有や支援についてのヒントを見つけるきっかけにもなります。

そこで今回のニュースレターでは、「人材育成・自治体支援特集」として以下2つのテーマでお届けします！

●都道府県研修

生活困窮者自立支援制度人材養成研修の修了証発行要件でもある「都道府県研修」。この代替となる「ブロック別研修」が令和6年度をもって終了となりますので、令和7年度以降は全都道府県で研修を実施いただく必要があります。

そこで、今回は京都府研修企画チームと佐賀県の担当者に都道府県研修実施までの道のりや工夫などを伺いました！

都道府県研修を未実施の都道府県担当者の方や都道府県研修に難しさを感じている都道府県担当者の方の手がかりとなれば嬉しいです！！



●都道府県による市町村支援、支援者支援

自治体支援パートでは、

- ・鳥取県で平成27年度より実施している「生活困窮者自立支援制度の促進に資するバックアップ事業」

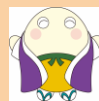
- ・山口県で今年度より開催している「支援員の情報交換会」

について、それぞれ担当者に事業を始めたきっかけや工夫などを伺いました！

市町村支援や支援者支援とは、こういった事業をすればよいか・こういったところから取りかかれば良いのかイメージしづらいと感じている担当者の方の手がかりとなればと思います！



京都府研修企画チームにインタビュー！ ～都道府県研修の実施～



京都府研修企画チームの皆さんにお話を伺いました。

京都府では平成24年より、生活困窮者自立支援制度に関する研修会を独自に開始しました。令和2年度からは、生活困窮者自立支援制度人材養成研修の都道府県研修（修了証要件）として実施しており、現在は年間4回＋初任者研修（1回）の全5回実施されています。



京都府研修企画チームの皆さん
（太田さん、古山さん、高橋さん、日紫喜さん、藤村さん、島川さん）

Q 実施までの道のりを教えてください！

＊企画チームは、人材養成研修に関するワーキング立ち上げに熱心だった自治体や、地域のバランスをみて京都府から依頼し、集めました。

＊企画チームでは年に1回の検討会で研修内容や講師選定について話し合うほか、実際に研修を実施するメンバーでも必要に応じてこまめに話し合っています。この打ち合わせでは地域の実情や主任相談支援員に交代のあった自治体などの情報共有もしています。

＊研修を立ち上げた当初は、研修の方向性を決めるため、検討会を複数回開催していました！

＊研修内容は、受講者のニーズに沿った内容となるようアンケート（前年度の研修会で実施）の結果を参考に決めています。

そのほか、制度に見合った内容とすること・参加型のプログラムとすることも重視しています！

Q 難しいと感じるところを教えてください！

＊研修の大切さについて伝えることの難しさを感じています。

毎回参加している人もいれば、業務都合からなかなか参加できていない人もいます。多くの人に参加してもらうにはどうすればよいのか今でも悩んでいます。

＊研修会場が京都市内となるので、京都市から遠い自治体からの参加が難しいです。

対面とオンラインのハイブリット方式での開催も選択肢にはありますが、オンライン参加に偏りすぎてしまう、グループワークがづらい等の課題もあり、実施方法については悩んでいます。

Q 実施する際に工夫しているところを教えてください！

＊研修を聞いただけで終わらないように、振り返りの時間を多く取るようにしています！

＊中間支援組織として京都府が専門性を持った委託先（京都自立就労サポートセンター）とともに動いており、都道府県研修も京都自立就労サポートセンターを中心に京都府主導で進められています。

Q 取りかかりやすい工夫を教えてください！

＊企画チームに市町村担当者が参画しているので、研修内容に現場の意見を反映できていると思います！また、受講者も参加しやすい環境づくりに繋がっているのではと思います！

＊委託で事業を実施している自治体も多くあると思いますが、研修企画時にどれだけ委託先と協働できるかということもポイントかと思っています！



都道府県研修の実施について難しさを感じている皆さんへ

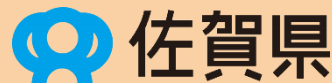
最前線で支援している市区町村の担当者と協同しながら、研修を組み立てていけば、研修の実施は難しくないと思います。

いろんな都道府県で実施されている研修もヒントになるはずです！！

佐賀県担当者にインタビュー！ ～都道府県研修の実施～



佐賀県
子育て応援キャラクター
さがっぴい



佐賀県の都道府県研修担当者の原田さんにお話を伺いました。

佐賀県では令和5年度から生活困窮者自立支援制度人材養成研修の都道府県研修を年4回（うち2回：修了証発行要件の研修、うち2回：任意研修）実施されています。

Q 実施までの道のりを教えてください！

* 企画チームは令和3年度末に結成しました。メンバー構成は県内の自立相談支援機関の主任相談支援員（6名）、学識者（2名）、県の担当係長（1名）の9名です。

* 打ち合わせは、年1回実施しています。ここでは、県の担当者作成の研修カリキュラム案について、意見をもらいつつ研修内容を固めています。

* 研修内容を決める際は、前年度の研修で実施したアンケートの「どういった研修を受けたいか」という項目の回答から受講者のニーズをくみ取っています。

* 受講して良かったという感想の多い研修内容は、継続して実施するようにしています。

Q 難しいと感じるところを教えてください！

* 国が定める修了証発行要件の「10.5時間」が長く、どうしても研修が2日間になり、受講者の負担になっています。

* 研修会場から遠いところは、移動に1時間半程かかるため、開始・終了時間の考慮が必要になります。

* やりたい内容があっても、その内容を担当してくれる講師が分からず、講師選びが難しいです。

Q 実施する際に工夫しているところを教えてください！

新任・現任にかかわらず、支援員にとって参加したくなる研修となるよう以下のように工夫しています。

* 支援員が日々の苦労などを共有・共感し、元気になって帰ってもらいたいという思いから、令和6年度は新たに「フリートーク」の時間を設けました。

* 「一部参加も可能」と案内することで、用務の都合やニーズに応じて柔軟に参加できるようにしています。（※修了証が必要な受講者は全日程参加が必須である旨案内しています。）

* 生活保護の担当者、市町村や社会福祉協議会の職員など、生活困窮者の支援員以外にも声をかけています。研修ではグループワークも実施しており、支援員同士や他機関関係者との横のつながりも作れるのではないかと思います。

Q 取りかかりやすい工夫を教えてください！

* 熱い思いをもつ現場の支援員の方を味方に付けられれば、研修企画にも取り組みやすくなると思います。佐賀県にも熱い思いをもった支援員の方がたくさんいます！

県の担当者だけで全部を考えなくてはと抱え込まず、支援員の方に相談すると色々アイデアをいただけます！支援員の方と一緒に少しずつ取り組まれるのがよいと思います！



都道府県研修の実施について難しさを感じている皆さんへ

企画チームの立ち上げ時には負担がかかる部分もあるかもしれませんが、中長期的には自治体担当者の負担を軽減する取組だと思っています。（そう思わせてくれる佐賀県の企画チームメンバーの皆様に感謝です☆）

国の担当者研修等の機会を活用し、他自治体のアイデアをTTP（てっていきにくる）しながら、より良い支援者支援を進めていければと思います！



鳥取県にインタビュー！ ～都道府県による市町村支援の実施～



鳥取県では、管内の市町村支援の一環として、「生活困窮者自立相談支援制度の促進に資するバックアップ事業」を実施しています。この事業の具体的な取組について、鳥取県職員の岸本さん、委託先の鳥取県社会福祉協議会の川瀬さんにお話を伺いました。

Q 事業の概要について、教えてください！ (*：岸本さん ◇：川瀬さん)

* 本事業では、生活困窮者自立支援制度の実施機関に対して、訪問によるヒアリングや初任者研修・主任者研修を行っています。ヒアリングでは、課題・ニーズについての意見交換、今後の事業展開等の相談などを行っています。直近では、多くの市町村から「システムの使用法や活用方法が知りたい」と要望があり、8月にシステム研修会を開催しました。

また、県内を東部・中部・西部に分けて、年1回それぞれの県域ごとの担当で広域ネットワーク会議を実施しています。

その他、市町が抱える課題に応じて、弁護士や税理士、精神科医等の専門家を派遣し、アドバイスをいただくこともあります。

Q 事業を実施していて、良かったと思う点を教えてください！

◇ 県・県社協という立場は、支援現場の肌感をキャッチすることが重要と考えます。

本事業により、市町村社協・自治体の職員の方々とお話しする機会が増え、多くの方々からの本音が寄せられ、必要とされる研修実施や専門家派遣等に繋がられます。



Q 事業実施の経緯を教えてください！

◇ 平成27年4月から本事業を開始しました。平成25年、26年の生活困窮者自立促進モデル事業を実施した際に、モデル事業から得られたノウハウの共有や、ネットワークを構築することの重要性、社会資源の開拓などの必要性を感じたことが事業実施のきっかけとなりました。

Q 事業実施において、他の都道府県でも取り組めるような工夫があれば教えてください！

◇ 市町村への後方支援を行う上で、毎年訪問して顔を合わせることを大事にしています。

市町村訪問で見つけた良い取組は、研修や広域ネットワーク会議の場で事例発表していただき、他地域の方々との共有を図ります。

また、市町村のお悩み相談ではアドバイスするだけでなく、実際の相談現場への専門家派遣も行っています。例えば、ファイナンシャルプランナーの派遣による住宅ローン返済の見直し、専門業者の派遣によるシステムソフトの導入などを行っています。

加えて、関係者同士の顔つなぎという点も重要だと考えています。

特に広域ネットワーク会議では、民間事業者や公的機関など幅広く集めることで、有益な情報共有の場にもなっています。例えば、コロナ禍では電力会社との連携により、特例貸付を利用している場合は、電気代の支払期日を延長するといった対応に繋がったこともありました。

他にも年金事務所やハローワークなど、多くの関係機関に積極的に参加いただき、各自の取組を知り合う機会づくりにしていただいています。

全国の自治体担当者の皆さんへ

事業を実施する上で委託先と委託元が同じ目線で取り組んでいくことはとても大切だと思っています！

日頃の報告・連絡・相談は勿論のこと、研修やネットワーク会議等の場に双方で参加し、顔を合わせながら意見交換を重ねていく事により、信頼関係が生まれていると実感しています。



山口県担当者にインタビュー！ ～支援員同士による情報交換会の実施～



山口県では、今年度から県内の生活困窮者自立支援制度に従事している方を対象に、山口県社会福祉協議会への委託のもと、支援員同士の情報交換会を開催しています。

今回は、山口県の担当者である中原さんにお話を伺いました！

Q 情報交換会の具体的な概要について教えてください！

* 山口県では、研修事業の一環として、生活困窮者自立支援制度に従事されている方を対象に、それぞれが抱えている悩みや課題を共有すること、支援員同士のネットワークづくりを目的として、今年度から年に3回オンライン形式で、支援員の情報交換会を開催しています。

* 第1回目を6月に開催し、そこでは参加者から事前に募ったテーマや、意見交換の場で追加で出てきたテーマについて、フリートーク形式で情報交換を行いました。

* 第1回目には県内12箇所の事業所から参加があり、支援員同士のネットワークづくりの場としても有効だったと感じています！

Q 今年度から開始した情報交換会について、実施までの道のりを教えてください！

* 事業開始のきっかけとしては、令和4年度の都道府県研修・自治体の体制整備に係る担当者研修（国研修）で、お悩み相談会をオンライン形式で実施している事例を聞いたことです。

* 研修企画チームの企画委員からも、支援員同士でフランクに話せる場があると良いねという意見がありました。

* そこから今年度の実施に先立って、昨年度の2月に山口県社会福祉協議会に試行的に実施していただき、今年度から正式に実施することになりました。

Q 事業を実施して良かったと思う点を教えてください！

* 実際に参加した方に話を聞くと、
・情報交換会後のコミュニティが広がった。
・困ったときに相談できる支援員同士のつながりができた。
・他の支援員も同じような悩みを抱えていることが分かり、自分ひとりではないことが感じられて良かった。

といった声をいただいています。

個人的にも、支援員同士のつながりを作るという面で、この情報交換会は効果的ではないかと感じています。

Q 実施の上で、他の都道府県でも取り組めるような工夫があれば教えてください。

* まずは少しでも多くの方に参加いただくため、オンライン形式で開催しています。対面開催の良さもありますが、移動にかかる時間などを考慮し、オンライン形式で途中退出もありとするなど、気軽に参加いただけるよう心がけています。

* 聞きたい内容を事前に参加者から集め、情報交換会の前に参加者に提示しておくことで、オンライン形式でも話し合いに入りやすいよう工夫しています！

もちろん、話をしていく中で追加の質問も可能としています。

全国の自治体担当者の皆さんへ

まずは情報収集し、自分の自治体で取り入れられることはないか？と検討することが大切なのかなと思います。

当県の取組も始まったばかりで、思考錯誤中ですが、小さなことから輪が広がるといいなと思っています。



3. ご報告

◆ 令和7年度予算の概算要求を行いました

8月30日（金）に令和7年度予算の概算要求が提出されました。
生活困窮者自立支援制度に関係する、主な要求内容は以下のとおりです。



主な要求内容

- **住まいに係る相談機能の充実**
 - ・ 自立相談支援機関において、「住まい相談支援員」（新設）の配置を進め、全福祉事務所設置自治体で、住まいに係る相談支援から入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援を行えるよう体制整備を図る。
- **住宅確保給付金における転居費用の支給**
 - ・ 住居確保給付金において、家計改善のために必要な家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。
- **居住支援事業の強化**
 - ・ 一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、シェルター事業と地域居住支援事業のうち必要な支援の実施を福祉事務所設置自治体の努力義務とする。
- **家計改善支援事業の補助率を1／2から2／3へ引き上げ**
 - ・ 家計改善支援事業と、就労準備支援事業、自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保することを原則として、家計改善支援事業の補助率を一律2／3に引き上げる。
- **就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援**
 - ・ 就労準備支援事業、家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって両事業を時限で実施することにより、未実施自治体における事業実施に向けた環境整備を行う。
 - ・ 過疎地域における支援コストの大きさに着目し、両事業に過疎地域加算を新たに設ける。
- **被保護者も生活困窮者向け事業を利用できる仕組みの創設**
 - ・ 生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業について、福祉事務所が認めた被保護者が利用することを可能にする。
- **その他の生活困窮者自立支援の更なる推進・強化**
 - ・ 緊急小口資金等の特例貸付の借受人に対して、引き続き十分なフォローアップを行うため、自立相談支援機関等の体制強化を図る。
 - ・ 就労に向けた準備から就労訓練、就労支援までを一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、一貫した就労支援を行えるスキームの構築等を図る。
 - ・ 都道府県において、支援者同士の連携や、支援者を支えるためのネットワーク組織の立ち上げ支援を行う。
 - ・ 令和6年度に設計する研修カリキュラムに基づき、現任者向け（ステップアップ）研修を新たに実施する。
 - ・ 福祉事務所未設置町村における一次的な相談対応を推進する。
- **生活福祉資金貸付業務のオンライン化の推進等**
 - ・ 生活福祉資金貸付業務について、業務の効率化のためのオンライン化を図るとともに、既存のシステムについて基盤の更新等の整備を行う。

4.お知らせ



全国研究交流大会 in 愛知 を開催します！



第11回生活困窮者全国研究大会が愛知県（東海市）で開催されます！

テーマは「地域共生支援へ広がる課題 だからこそ抱え込まずにつなごう 共にあることを楽しみながら前に進もう」です。

今年も現地参加のほか、オンラインによる参加も可能です。

皆さまのご参加お待ちしております！

【開催日程】

＜全体会＞11月9日（土）
（東海市芸術劇場・オンライン併用）

＜分科会＞11月10日（日）
（日本福祉大学東海キャンパス・オンライン併用）

【申込期限】

現地参加をご希望の方：10月11日（金）

オンライン参加をご希望の方：11月1日（金）

イベントの詳細や参加申込につきましては、
以下よりご確認ください！

困窮者支援情報共有サイト
～みんなつながるネットワーク～

https://minna-tunagaru.jp/join/zenkoku_taikai/



ひきこもりVOICE STATION全国キャラバン 開催！



ひきこもり状態にある方やその家族が孤立することなく、相談しやすい環境づくりを目指して、「ひきこもりVOICE STATION全国キャラバン」を8月31日（土）～11月2日（土）の間、全国6都市で開催しています。

ひきこもりに理解がある、誰もが生きやすい地域社会の実現について、ひきこもり経験者と一緒に話してみませんか？

このテーマに関心のある方であればどなたでも参加いただけます。

ぜひ皆さまのご参加をお待ちしています！詳しくは以下よりご確認ください！

ひきこもりVOICE STATION
ホームページ

<https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp/>



なお、8月31日（土）の愛知県開催につきましては
台風10号の影響により、開催延期となりました。
詳細が決まりましたら、HPでお知らせいたします。



ひきこもり経験者とともに、誰もが生きやすい地域について一緒に話してみませんか？

ひきこもりVOICE STATION 全国キャラバン

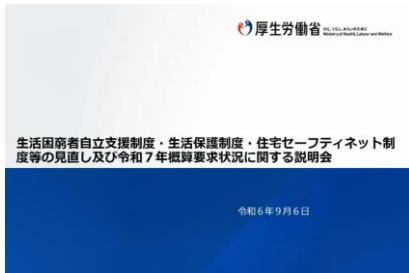
全国6都市で開催!!

8月31日（土）	愛知県名古屋市
9月7日（土）	滋賀県大津市
9月28日（土）	栃木県宇都宮市
10月6日（日）	山形県山形市
10月19日（土）	山口県山口市
11月2日（土）	鹿児島県鹿児島市

制度改正に関する自治体向け説明会を実施しました！



来年4月の改正生活困窮者自立支援法の施行に向けて、改正への対応の参考となる情報を自治体の皆様に提供するため、9月6日にオンラインで説明会を実施しました。



●説明会当日の様子●

説明会当日は、住居確保給付金の拡充による転居費用の支給要件をはじめとして、たくさんのご質問をいただき、制度改正の施行に向けた対応について各自治体で着々と検討を進めていただいていると感じました。

また、各自治体内で居住支援の強化についてのグループワークも実施いただき、福祉部局・住宅部局のご担当者が活発にご議論いただいている様子が画面越しでも伝わってきました。

この意見交換をきっかけに生まれたつながりを活かして、各地域における居住支援の強化に向けた検討を進めていただければ幸いです。

<説明会資料の掲載先>

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000206134_00035.html

自治体向けには、調査・照会システムで9月25日にアーカイブ動画を配信していますので、ご視聴いただき、制度改正に向けてぜひ参考としていただければ幸いです。



「住まい支援」について「厚生労働」（8月号）で特集されました！



厚生労働省の広報誌「厚生労働」（8月号）の特別企画として「住まい支援」をテーマに厚生労働省と国土交通省の各担当者、住まい支援を行う居住支援法人の代表で「生活困窮者自立支援法」と「住宅セーフティネット法」の改正背景と内容、意義について対談した記事が掲載されました。

掲載の内容についてはHPからも読むことができます。

以下よりご覧ください！

「住まい支援」を強化する 「生活困窮者自立支援法」＆「住宅セーフティネット法」ダブル改正

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202408_002.html



支援ツール活用セミナーを開催します！



生活困窮者自立支援制度の支援ツールの意義や使い方についての解説を行う「生活困窮者自立支援制度 支援ツール活用セミナー ～支援ツールの意義と使い方を知る～」を開催します！

日頃から支援ツールと関わりがある方であれば、どなたでもご参加いただけます。初任者に限らず、現任者の方も改めて支援ツールについて理解を深めていただく機会としてご活用ください！

【開催日程】 第1回：10月18日（金）10時～12時
第2回：2月12日（水）16時～18時

【申込期限】 第1回については受講者数が上限に達したため、締め切りました。第2回の申し込みについては12月ごろに改めてご連絡いたします。

【申込方法】 調査・照会システムを通じて自治体あてにご連絡します。

【開催方法】 オンライン（Teams）



（セミナー内容）

- ・生活困窮者自立支援統計システム・支援ツールの全体像
- ・事例に沿った支援ツールの入力解説
- ・支援ツールを入力する目的
- ・よくある御質問
- ・支援プロセスと支援ツールの関係性
- ・その他

編集後記



今号のニュースレターを担当しました佐藤と坂本です。季節も秋になり、ようやく東京は涼しくなってきました。秋になると、美味しい食べ物（特にさつまいも！）がスーパーやレストランのメニューにたくさんでくるので嬉しいです！皆さんは秋の味覚は何がお好きですか？秋はいつも食べ物のことばかり考えてしまうので、今年こそは健康

のために運動もしつつ、秋の味覚を楽しみたいと思っています。最後になりますが、インタビューにご協力いただいた自治体の皆さま、ありがとうございました！



次号のニュースレターは ～居住支援特集～

お楽しみに！！



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 生活困窮者自立支援室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話03-3595-2615 F A X 03-3592-1459

これまでのニュースレターの
バックナンバーはこちら
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

